

官報

号外

昭和三十九年五月二十五日

○第四十六回 参議院會議錄第二十四号

昭和三十九年五月二十五日(月曜日)

午後一時五分開議

議事日程 第二十四号

昭和三十九年五月二十五日

午後一時開議

第一 大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 住宅地造成事業に関する法律案(内閣提出)

第三 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 住宅地造成事業に関する法律案

一、日程第三 運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第四 外務省設置法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十五日議長は、議員野村吉三郎君に対し、さきに議決した弔詞を贈呈した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 二木 謙吾君
予算委員 植垣弥一郎君
決算委員 近藤 鶴代君
議院運営委員 竹中 恒夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 宮澤 喜一君
予算委員 竹中 恒夫君
決算委員 二木 謙吾君
議院運営委員 植垣弥一郎君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締結について承認を求めるの件

母子福祉法案 外務委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

厚生省設置法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

地方自治法等の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

電算機開発促進法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

道路法の一部を改正する法律案 建設委員会に付託

同日本院は、国会の会期を六月二十六日まで四十日間延長することを議決した。その旨を衆議院及び内閣に通知した。

同日衆議院から、同院は第四十六回国会の会期を五月十八日から六月二十六日まで四十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院に送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案

遺言の方式の準拠法に関する法律案 同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

遺言の方式の準拠法に関する法律 同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 岩間 正男君
外務委員 野坂 参三君
通信委員 須藤 五郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 須藤 五郎君
外務委員 岩間 正男君
通信委員 野坂 参三君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

学校給食法の一部を改正する法律案 (小平忠君外一名提出)

文書委員会に付託

母性福祉保障法案(本島百合子君外一名提出)

中高年齢者雇用促進法案(吉川兼光君外一名提出)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 古池 信三君
法務委員 坪山 徳弥君
同 鈴木 一司君
同 迫水 久常君

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

建設委員 田中 清一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 徳永 正利君
法務委員 青木 一男君
同 栗原 祐幸君
同 野上 進君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

2 この条約の各締約国は、さらに、いかなる場所においても、1に掲げるいずれかの環境の中で行なわれ、又は1に規定する結果をもたらす核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を奨励し、又はいかなる様態によるかを問はずこれに参加することを差し控えることを約束する。

第二条

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案の本文は、寄託国政府に提出するものとし、寄託国政府は、これをこの条約のすべての締約国に送付する。その後、締約国の三分の一以上の要請があつたときは、寄託国政府は、その改正を審議するため会議を招集し、すべての締約国をその会議に招請する。

2 この条約のいかなる改正も、すべての原締約国の票を含むこの条約のすべての締約国の過半数の票により承認されなければならない。その改正は、すべての原締約国の批准書を含むすべての締約国の過半数の批准書が寄託された時に、すべての締約国について効力を生ずる。

第三条

1 この条約は、署名のためすべての国に開放される。この条約が3の規定に従つて効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、いつでもこの条約に加入することができ、

2 この条約は、署名国により批准されなければならない。批准書及び加入書は、ここに寄託国政府と

して指定される原締約国の政府、すなわち、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の政府に寄託するものとする。

3 この条約は、すべての原締約国による批准及びその批准書の寄託の後に効力を生ずる。

4 この条約の効力発生後に批准書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 寄託国政府は、すべての署名国及び加入国に対し、各署名の日、この条約の各批准書及び加入書の寄託の日、その効力発生日並びに会議の招集の要請を受領した日又は他の通知をすみやかに通報する。

6 この条約は、寄託国政府が国際連合憲章第二百二条の規定に従つて登録する。

第四条

この条約の有効期間は、無期限とする。

各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、この条約から脱退する権利を有する。

各締約国は、そのような脱退をこの条約の他のすべての締約国に対し三箇月前に予告するものとする。

第五条

この条約は、英語及びロシア語による本文をひとしく正文とし、寄託

国政府に寄託するものとする。この条約の認証書は、寄託国政府が署名国及び加入国の政府に送付するものとする。

以上の証憑として、下名は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百六十三年八月五日にモスクワ市で本書三通を作成した。

アメリカ合衆国政府のために

デイン・ラスク

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

ヒューム

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

A・グロムイコ

オーストラリア政府のために

ハワード・ピール

千九百六十三年八月八日

メキシコ政府のために

アントニオ・カリヨ

千九百六十三年八月八日

カナダ政府のために

C・S・A・リッツイ

千九百六十三年八月八日

ニュージーランド政府のために

G・R・レイキン

千九百六十三年八月八日

インド政府のために

ブラージ・クマール・ネール

千九百六十三年八月八日

フィリピン政府のために

アメリカ・R・ムタック

千九百六十三年八月八日

マラヤ連邦政府のために

マラヤ連邦政府のために

オン・ヨク・リン

千九百六十三年八月八日

リベリア政府のために

S・エドワード・ピール

千九百六十三年八月八日

タイ政府のために

ウイスト・アッタユック

千九百六十三年八月八日

イラン政府のために

マハムド・フォルギー

千九百六十三年八月八日

ポランド政府のために

M・ドロシエリスキ

千九百六十三年八月八日

ベルギー政府のために

ルイ・シェンヴェン

千九百六十三年八月八日

ブルガリア政府のために

リュボミル・ボボフ

千九百六十三年八月八日

イタリア政府のために

セルジョ・フエノアルテア

千九百六十三年八月八日

アイルランド政府のために

T・J・キアナン

千九百六十三年八月八日

アフガニスタン政府のために

ドクトル・A・マジッド

千九百六十三年八月八日

ルーマニア政府のために

ミルセア・マリウツァ

千九百六十三年八月八日

テュニジア政府のために

I・ヘリール

千九百六十三年八月八日

サイプラス政府のために

ゼノン・ロッシデス

千九百六十三年八月八日

ユーゴスラヴィア政府のために

ユーゴスラヴィア政府のために

ヴェリコ・ミチューノヴィッチ

千九百六十三年八月八日

フィンランド政府のために

ペンティ・ウーシヴィルタ

千九百六十三年八月八日

チェコスロヴァキア政府のために

ドクトル ミロスラフ・ルー

ジニク

千九百六十三年八月八日

イスラエル政府のために

M・ガリジット

千九百六十三年八月八日

ホンデラス政府のために

セレオ・ダヴィラ

千九百六十三年八月八日

ハンガリー政府のために

ラドヴァニ・ヤノシュ

千九百六十三年八月八日

チリ政府のために

セルヒオ・グティエレス・ロ

千九百六十三年八月八日

ブラジル政府のために

ロベルト・デ・オリヴェイラ・

カンボス

千九百六十三年八月八日

アルゼンティン政府のために

フエルナンド・J・タウレル

千九百六十三年八月八日

アラブ連合共和国政府のために

大使 モスタファ・カーメル

千九百六十三年八月八日

ギリシャ政府のために

A・マチャス

千九百六十三年八月八日

ボリヴィア政府のために

E・S・デ・ロサーダ

千九百六十三年八月八日

昭和三十三年五月二十五日 参議院會議録第二十四号 大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締結について承認を求めるの件

六四六

トルコ政府のために T・メネンジョール 千九百六十三年八月九日	エリス・クラーク 千九百六十三年八月十二日	日本国政府のために 武内龍次 千九百六十三年八月十四日	オマル・モハリス 千九百六十三年八月十九日	モロコシ政府のために アブデサデック・エル・マズ アリ・エル・グラウイ 千九百六十三年八月二十日
スーダン政府のために O・ハダリ 千九百六十三年八月九日	スウェーデン政府のために J・J・ド・ダルデル 千九百六十三年八月十二日	パキスタン政府のために G・アーメド 千九百六十三年八月十四日	クウェイト政府のために T・グゼイン 千九百六十三年八月二十日	ダホメ政府のために G・ポニオン 千九百六十三年八月二十日
エチオピア政府のために ベルハノウ・ディンケ 千九百六十三年八月九日	ラオス政府のために カムバン 千九百六十三年八月十二日	ビルマ政府のために オン・セイン 千九百六十三年八月十四日	エル・サルヴァドル政府のために F・R・リマ 千九百六十三年八月二十日	カメルーン政府のために J・クオー 千九百六十三年八月二十日
オランダ王国政府のために J・H・ファン・ロイエン 千九百六十三年八月九日	レバノン政府のために I・アフダブ 千九百六十三年八月十二日	アルジェリア政府のために モハメド・フアリ 千九百六十三年八月十四日	セイロン政府のために M・F・デ・S・ジャヤラトネ 千九百六十三年八月二十日	ウガンダ政府のために アポロ・K・キロンデ 千九百六十三年八月二十日
デンマーク政府のために T・ダールゴール 千九百六十三年八月九日	ニカラガ政府のために ギリユルモ・セヴィリヤルサ カサ 千九百六十三年八月十三日	パラグアイ政府のために フリオ・C・グティエレス 千九百六十三年八月十五日	マリ政府のために ウーマル・ソウ 千九百六十三年八月二十日	大韓民国政府のために キム・ジョン・ユル 千九百六十三年八月三十日
ノールウェー政府のために ロルフ・ハンケ 千九百六十三年八月九日	ジャマイカ政府のために ネヴィル・アシェンヘン 千九百六十三年八月十三日	バングラデシュ政府のために F・ベルケメイヤ 千九百六十三年八月二十日	ペルー政府のために F・ベルケメイヤ 千九百六十三年八月二十日	ネパール政府のために M・P・コイラ 千九百六十三年八月三十日
ガーナ政府のために M・A・リベロ 千九百六十三年八月九日	イラク政府のために アドナン・パシヤシ 千九百六十三年八月十三日	ヴェネズエラ政府のために E・テヘラ 千九百六十三年八月十六日	中華民国政府のために 蔣延黻 千九百六十三年八月二十日	上ヴォルタ政府のために ジェン・B・カボレ 千九百六十三年八月三十日
コンゴ(レオポルドヴィル)政府のために M・カルドソ 千九百六十三年八月九日	シリア・アラブ共和国政府のために オマル・アブー・リシエ 千九百六十三年八月十三日	コロンビア政府のために エドアルド・ウリベ・ボテロ 千九百六十三年八月十六日	インドネシア政府のために Z・ザイン 千九百六十三年八月二十日	ルクセンブルグ政府のために G・ハイスブルク 千九百六十三年九月三日
ジョルダン政府のために サアド・ジュムア 千九百六十三年八月十二日	リビア政府のために タジュディン・ジェルビー 千九百六十三年八月十六日	ドイツ連邦共和国政府のために K・H・クナッブシュタイン 千九百六十三年八月十九日	チャード政府のために マリク・ソウ 千九百六十三年八月二十日	ナイジェリア連邦政府のために アスチャ・ワチエク 千九百六十三年九月四日
ウルグアイ政府のために B・オチ・テコ 千九百六十三年八月十二日	スイス政府のために H・K・フレイ 千九百六十三年八月二十日	ドイツ連邦共和国政府のために K・H・クナッブシュタイン 千九百六十三年八月十九日	スイス政府のために H・K・フレイ 千九百六十三年八月二十日	象牙海岸政府のために コナン・ベディエ 千九百六十三年九月五日
アイスランド政府のために トール・トリス 千九百六十三年八月十二日	ソマリア共和国政府のために ソマリア共和国政府のために 千九百六十三年八月十九日	ソマリア共和国政府のために 千九百六十三年八月十九日	ソマリア共和国政府のために 千九百六十三年八月十九日	西サモア政府のために 千九百六十三年九月五日
トリニダード・トバゴ政府のために 千九百六十三年八月十二日				

G・R・レイキン
千九百六十三年九月六日
イエメン・アラブ共和国政府のために
モスイン・A・アルアイニ
千九百六十三年九月六日
ガボン政府のために
A・イッセンベ
千九百六十三年九月十日
オーストリア政府のために
ヴィルフリート・ブラッ
ツァー
千九百六十三年九月十一日
シエラ・レオネ政府のために
R・E・ケルファリ・コルカー
千九百六十三年九月十一日
モリタニア政府のために
M・N・コシュマン
千九百六十三年九月十三日
ドミニカ共和国政府のために
E・A・ロザリオ・C
千九百六十三年九月十六日
サン・マリノ政府のために
フランコ・フィオリオ
千九百六十三年九月十七日
トゴ政府のために
G・アペド・II・アマー
千九百六十三年九月十八日
タンガニカ政府のために
エラスト・A・M・マンゲン
千九百六十三年九月十八日

ルワンダ政府のために
ムバカニエ・ラザール
千九百六十三年九月十九日
パナマ政府のために
A・G・アラランゴ
千九百六十三年九月二十日
セネガル政府のために
ウスマヌ・ソセ・ディオ
千九百六十三年九月二十日
マダガスカル共和国政府のために
ルイ・ラコトマラ
千九百六十三年九月二十日
グアテマラ政府のために
カルロス・ガルシア・バウ
千九百六十三年九月二十日
ニジェール政府のために
A・シディク
千九百六十三年九月二十日
エクアドル政府のために
ホセ・アントニオ・コレア
千九百六十三年九月二十七日
ヴァエトナム政府のために
N・P・ブー・ホイ
千九百六十三年十月一日
ブルンディ政府のために
ピー・マンスブコ
千九百六十三年十月四日
ポルトガル政府のために
J・デ・メネセス・ローザ
千九百六十三年十月九日
ハイティ政府のために
ロベール・テアール

千九百六十三年十月九日

〔黒川武雄君登壇、拍手〕

○黒川武雄君 たいい議題となりま
した条約は、核実験停止に關する米英
ソ三国間の、四年有るに及ぶ交渉の結
果、昨年八月署名されたものでありま
す。

条約は、すべての国に開放され、わ
が国をはじめ百九カ国が署名し、米英
ソ三国の批准により、十月に発効を見
たのであります。

この条約は、大気圏内外及び水中に
おける核兵器実験及び他の核爆発を禁
止し、さらに、地下における核爆発を
も、放射能が爆発の行なわれる国の領
域外に及ぶ場合は禁止されるのであり
ます。また締約国は、他国の核爆発を
実現させ、奨励し、またはこれに参加
しない義務を負うことになっておりま
す。

委員会におきましては、この条約
が、原則として地下核爆発を禁止して
いないこと、条約の対象とする事項に
關連して異常な事態が生じ、自国の至
高の利益を危うくするに至つたと認め
る国は、三カ月の予告をもつて条約か
ら脱退できること等をめぐる諸問題の
ほか、核兵器の拡散防止その他の軍縮問
題、十八カ国軍縮委員会へのわが国の
参加の問題、米ソの核戦力の現状、フ
ランス及び中共の核開発の状況、わが
国の安全保障、地下実験探知の可能性
等の広範な問題に關し、大平外務大
臣、福田防衛庁長官及び佐藤科学技術
庁長官の出席を求めて、熱心かつ慎重
な審議が行なわれましたが、詳細は会
議録によつて御承知願ひます。

五月二十一日質疑を終え、討論に入
りましたところ、日本共産党を代表し
て岩間委員より、この条約は、地下実
験を合法化し、大気圏内実験を準備す
るための、米帝国主義の欺瞞的目的に
出づるものとして、反対の意見が述べ
られ、次に、自由民主党を代表して長
谷川委員より、日本社会党を代表して
岡田委員より、公明会を代表して二宮
委員より、民主社会党を代表して曾根
委員より、それぞれ賛成の意見が述べ
られました。これらの賛成意見にはば
共通しております点は、この条約が地
下実験を禁じていないこと、フランス
及び中共の不参加、脱退についての規
定等は遺憾であるが、また、人類が死
の灰の恐怖から救われること、米ソの
相互信頼の回復を通じて緊張緩和の契
機となること、全面核停と全面軍縮へ
の道を開いたこと等に大きな意義あり
として、賛意を表しつつ、政府に対し
ましては、今後、全面核停、拡散防
止、軍縮委員会へのわが国の参加等の
実現に努力するよう要望されたことで
ありますが、さらに岡田委員は、フラ
ンスの太平洋における実験計画の中止、
アジアにおける非核武装地帯の実現等
への努力を要望し、また、曾根委員
は、この条約の成立は、わが国の核実
験禁止運動の正しさを証明するもので
あるとし、今後さらに、全面核停と全
面軍縮を達成するための有効な管理と
査察の方法の探究に努力すべきことを
要望されたのであります。

かくて、討論を終わり、採決の結
果、本件は多数をもって承認すべきも
のと決定いたしました。
右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本件に対し、討
論の通告がございます。順次発言を許
します。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 私は、日本共産党を代
表して、部分核停条約に反対するもの
であります。

この条約については、衆参両院の審
議を通じて、「少なくとも空中、水中
の放射能汚染が減るから、ないよりは
ましだ」という見解が盛んに述べられ
ました。わが党も死の灰の脅威がなく
なることを心から願つております。共産
党こそ、戦後一貫して、空中実験を含む
全面的な核実験の禁止のために率先し
て闘つていたことは、何人も知つてい
るところです。しかし、この条約の賛
否をさぐるには、大気汚染という一点
だけから見てもなりません。全国民の
悲願である核実験、核兵器の全面禁
止、さらに、核戦争の根絶の立場か
ら、この条約がそれに沿うかどうかを
判断しなければなりません。このよう
な立場から検討した結果、この条約が
国民の悲願をかなえるものではなく、
むしろ逆のものであると断ぜざるを得
ません。われわれは、このような条約
は、ないほうがもつとよいと考えるも
のであります。以下その理由を述べま
す。

その理由の第一は、この条約は、ア
メリカの都合の悪いときには、いつで
も脱退でき、自由に大規模な空中実験
ができることを許していることであり
ます。事実、この条約を利用して、い
ま大がかりな空中実験を再開する計画
が着々進められております。すなわち、
四月二十日のAFP電は、アメリカの
国防長官と原子力委員長が共同で大統

領に提出した核実験計画書の内容を伝えています。その中には、特に「大気圏内実験再開に備えて」という注目すべき条項があります。そして、そこには、一九六五年一月を目ざして、今年中に、貯蔵中の核装置実験と、完全な核体系の実験を二カ月以内にやる。そして、新構想開発のための実験を三カ月以内に完了させ、さらに核爆弾の軍事的効果に関する実験の全体系を六カ月から九カ月以内に整えるという、具体的な計画が発表されているのであります。このような計画が、この条約のもとで、現に強行されているのであります。これでは、空中実験の停止どころか、むしろ拡大強化ではありませんか。これはケネディ前大統領の方針に基づくものです。ケネディは、昨年八月、「太平洋ジョン・ストーン島の実験場に巨額の予算をつぎ込んで、いつでも空中実験ができるよう、急テンポで準備を進めている」と言明しているののであります。さて、準備は完了した、そこで、三月月の予告でどかんとやる、こういうことになれば、死の灰の脅威からの解放も何もあつたものではあります。このようなことを許す条約は、まさに、ないほうがはるかによいのであります。

第二に述べたいことは、この条約では地下実験が合法化されていることとあります。これこそは、この条約の最大の抜け穴、地下にあげられた大穴であります。本条約によって地下実験は公然と野放しにされ、事実、アメリカは、最近八カ月の間に二十数回の実験をやっています。一体そのねらいは何でしょう。それは、一つには、核兵器の開発生産を急速に進めること、二つには、それを土台として、さらに大がかりな大気圏実験の準備を完了することとあります。現にマクナマラ国防長官は、「地下実験だけで、三十五メガトン以上の大型爆弾をはじめ、ほとんど全範囲にわたる生産開発ができるし、これがこの条約の最も重要な点である」と証言しました。

次に、この条約は、恐るべき地下実験を合法化しているために、この条約に賛成する者は、アメリカのこのような傍若無人の地下実験に対して、抗議をできないようになっていっているのです。現に、池田政府は一度も正式の抗議をやっていないじゃありませんか。さらに、この条約は、空中実験停止に次いで、地下実験の停止に進む足がかりになるように、賛成論者たちは言っています。しかし、この条約にはそのような保証は何一つありません。反対に、アメリカ代表ハリマンは「何の足がかりも与えなかったのがこの条約の特色だ」と大統領に報告しているではありませんか。しかも、たゞい加盟国の過半数が地下実験停止を決議したところで、アメリカは、原締結国の特権を使つて、これを拒否することができるのであります。こういう仕組みにこの条約はなっている。つまりこの条約は、核実験の全面禁止に役立たないのみか、かえつて、これをおくらせ、妨げているのであります。以上のような点から、この条約はないほうがよいのであります。

第三に、この条約は、核競争に対する人民の警戒心を麻痺させ、核実験、核兵器の全面禁止の運動をにぶらせ、また、分裂させるために、アメリカ帝國主義によって計画された、と言つても差しつかえはありません。これがこの条約の最もおそろしい点の一つであります。このことは、われわれだけが言っているのではありません。最近の朝日ジャーナルは、アメリカの軍縮論者イングリ士氏と朝日新聞社友・田中慎次郎氏の対談を載せています。この中で、はつきりこう言っています。田中氏は、「部分核停条約ができてから、日本人の気持ちが変わるんだというから、安心したというが、それがある。残念ながら認めないわけにはいかない。これに対して、イングリ士氏はこう言っています。「そういうことは、実はアメリカでもほかの国でも感じられます。そういう気分がゆめみは不幸だと思ひます。死の灰の脅威などは、実際の核戦争が始まったときの脅威に比べれば、取るに足らないものなんです。……私、確かに、部分的核停条約ができてから、わが国のみならず、世界の核戦争反対、核兵器全面禁止の運動に、以前のような激しさ、力強さが薄らいできたことを、はなはだ残念に思つておられます。アメリカが二十数回も地下実験を行なったのに対して、日本共産党と二、三の団体のほか、アメリカに抗議したものはありません。これが実情です。それだけではありません。この条約は、これらの運動を分裂させる道具に積極的に使われています。このことは、昨年八月以後の日本の原水禁運動、平和運動、その他の民主的運動が、この条約を「踏み絵」にして、混乱分裂させられている事実を見ただけでも、明らかであります。アメリカ帝國主義者はこのことを実はねらつていたのです。つまり、全面禁止、平和への一歩というムードをつくり、人

民の警戒心を失わせておいて、その間に、核兵器の開発、生産、貯蔵を続けながら、核戦争の準備を積極的に進めようのであります。死の灰の脅威もさることながら、核戦争の脅威に比べれば取るに足らないというイングリ士氏のことは、まさにわが国の人民に与えられた痛切な警告と言つても差しつかえないと思ひます。

最後に、部分的核停条約の問題は、一九六一年九月にも、翌六二年八月にも、米英政府から提案されました。このとき、すべての社会主義国、世界の共産党、平和運動家は、これに反対いたしました。すなわち、この条約は、平和の事業にマイナスであり、熱核戦争の脅威をむしろ増大するものであります。こゝから見れば反対したのであります。ただいま本国会に、前年の条約案と実質的にはほとんど同じ内容のものが上程されたのであります。これに対して、わが共産党は、今日まで一貫してとり続けてきた態度をどうも変更する必要を認めません。あくまで日本人民の真の利益と世界平和の立場に立ち、日本共産党の自主独立の立場に立つて、この条約案に反対するものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 井上清一君。
〔井上清一君登壇、拍手〕
○井上清一君 私は、ただいま議題となつております「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締結について承認を求めるの件」に關し、自由民主党を代表して、賛成の討論を行なわんとするものであります。

本条約締結に至る経緯、本条約の内容につきましてもは、すでに詳細なる審議を重ねましたので、私は、本日の討論におきましては、特に、本条約成立の重要性と、わが国の本条約加入の意義とについて、一言申し上げたいと思ひます。

核兵器実験の全面的禁止が、世界平和の維持にとって、いかに重大な意義を持つものであるかにつきましても、いまさら申し上げるまでもございせん。特に、核兵器による惨禍を身をもって体験いたしましたわが国民にとりましては、これが全面的実験禁止は、全国民の悲願と申しまして過言ではないと思ひます。そのもと、大國による核兵器の実験開発と、その蓄積への努力は、これら大國間の不信感と恐怖心に基づくものであります。このことは申すまでもありません。大國間の不信感が、東西間の重要問題、なかんずく、核兵器実験禁止問題の解決を困難にしていた最大の原因であつたのであります。幸いに、昨年、完全ではないにいたしましたが、地下を除く核兵器の実験禁止につき、米英ソ三國間に合意を見ましたことは、これら大國間の不信感が幾ぶんなりとも緩和したことを示すものにはかなりません。さらに、この条約の成立は、東西間に横たゐる困難な問題が、相互間の忍耐強い話し合いによりまして解決し得るものであることを実証いたしましたことは、今後の世界平和維持にとってきわめて意義深いものであると申さねばなりません。私は、まずこのような意味において、この協定の成立に対し衷心より賛意を表するものであります。

もちろん、この協定は、それ自身が軍縮を意味するものではなく、特に、核兵器の地下実験を禁止の対象から除いておきます点につきましては、きわめて不満を感じざるを得ないのであります。したがって、われわれは、この協定の意義を決して過大評価すべきでないことは申すまでもありません。しかしながら、技術的にも幾多の困難な問題を包蔵する軍縮問題、なかなか、核兵器実験の全面禁止が、一朝にして実現することを期待することは、あまりにも非現実的であると申さなければなりません。もしこの条約が未成立でありましたならば、われわれは、いかなる状態に置かれるでありました。私は、大國間の核実験競争が相次いで行なわれ、日々放射能被害の悪夢に悩まされた、あの暗いみじめな時代を思い起こさずにはいられないのであります。この条約によって、われわれが、大國による核兵器破壊力の無限の拡大と、放射能汚染に対する恐怖と不安から解放されることだけを考えてみましても、われわれは、この条約の成立を心から祝福しないではいられないのであります。この条約の署名國がすでに百九十九國の多きに達している事實は、この条約が全人類共通の願望に合致するものであることを立証するものにほかなりません。

しかるに、一部の國々がいまだにこの条約に署名せず、なかなか、わが國に隣接する中共政權が、この条約を欺瞞であるとして、公然これに反対し、みずからの核武装を高言していることは、まことに遺憾であると申さねばなりません。さらに、少数とはいへ、わが國の一部にこの条約に反対する向きが存在し、あたかも中共政權の主張に同調するがごとき議論を、本國の議場において耳にいたします。これは、われわれのまことに心外とするところであります。まして、その主張が日本國民の平和を守るの美名のもとに行なわれていることは、これこそ、平和を冒瀆し、日本國民を欺くものでありと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

われわれは、さきに述べましたとおり、この条約に決して全面的に満足しているものではないと申さねばなりません。また、この条約の成立によって世界平和の前途に對し安易な期待を持つことが許されないことも、申すまでもありません。この条約の本文には、「國際連合の目的に従つて嚴重な國際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する合意をできる限りすみやかに達成し、その合意により、軍備競争を終止させ、かつ、核兵器を含むすべての種類の兵器の生産及び実験への誘因を除去することとその主要な目的とし、核兵器のすべての実験的爆發の永久的停止の達成を求め、その目的のために交渉を継続することを決意する」と述べられております。私は、この機会に、世界の各國、なかなか、核保有國が、この前文に述べられた精神をあぐまで堅持して、全面完全軍縮への道を一步でも二歩でも前進することを強く訴えるものであります。

軍縮が、均衡のとれた軍事力の通減と、嚴重な國際管理のもとに行なわれなければならないことは、不動の鉄則であります。均衡を失した軍備の縮小は、かえつて平和を危くするものであります。また、嚴重な國際管理を伴わない軍備縮小は、かえつて國家間の不信を増加するものであります。特にわれわれは、地下における核実験禁止協定の成立を阻害している原因が、米ソ兩國間における嚴重な國際管理に関する意見の相違に存することを、銘記しなければなりません。

私は、この機会に、この問題について米ソ兩國がさらに一段の努力を傾けてこれを解決し、一日も早く核兵器実験の全面禁止が実現することを、強く要望いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 加藤シヅエ君。

○加藤シヅエ君登壇、拍手。

代表いたしました。ただいま議題になつております本条約の承認に賛成するものでござります。

いまだここに繰り返して申し上げるまでもないことと申さなければならぬ。私も、私ども日本民族が、広島に、長崎に、原爆の洗礼を受けたとして、被爆犠牲者の苦悩は、これは単なる戦争の惨害の程度をはるかに越えた、人類そのものを破壊に追い込む人道問題として、これを深刻に體驗し、しかも、その後に至つても、水爆実験による死の灰の犠牲者を出し、原爆に対する恐怖をわが肌によつて感じ、この脅威を取り除くことについては、國民の総力をあけての熱意が表明されているのでござります。したがって、日本國民としては、本条約が、後に述べられるところの数点の欠点、不満はあるといいたしましても、われわれの悲願達成への大きな一歩前進として喜ばなければならぬと思つてござります。

以下、順を追つて賛成の理由をあげてまいりたいと思つた。

第一に、本条約が、昨年八月五日、モスクワにおいて米英ソ三國によつて署名されたことは、第二次世界戦争後、実に二十年という長きにわたつて続いた緊張が緩和され、東西兩陣營が「核戦争は絶対に避けなければならぬ」という決意をこの条約によつて表明し、平和共存への努力こそ、今日の時代に課せられた國際間の共通の目標であり、また、その目標に向かつて進むことを世界に宣言したことと申さなければなりません。このことは、同時に、際限ない核兵器の開発と製造によつてはるかに大國の費を浪費してきた苦い経験から脱皮して、自國の國民の防衛費の負担を軽減し、國內の經濟的繁榮をはかることを、可能ならしめるものであります。

実に長い間繰り返してきた東西兩國の「相互不信のことばのやり取りをする時代」、これを踏み越えて、「東西兩國の信頼への道」に接近していこうとする契機を、この条約がもたらしたことは、すでに、この新しい機運のもとに、米國の小交の對ソ輸出の一例に見られる東西貿易促進の傾向、ひいては、わが國の對ソ、對中共貿易の促進にも自信と根拠を与えることになつてきた事實にも見られるのであります。そればかりでなく、今日、世界的に存在する東西南北の問題、すなわち、國際間の文化的、經濟的格差是正のために、低開發國は援助されなければならない、その目的のために、もつと本格的な取り組み方ができるよるになるであらうといふことも、本条約締結がもたらす明るい面と考えられます。

本条約成立にあつて私どもが考えられることは、破壊はやすく、建設には忍耐と努力の積み重ねが要求されるということとであります。

願ひれば、第二次世界戦争が、原爆投下による人間の大規模殺戮によつて終止符を打つたという事實は、戰勝國、戰敗國の境なく、原爆に対する絶望的な恐怖を感じたものであります。それです。國連においても、すでに昭和二十一年、原子兵器を含む原子力の國際管理の問題が取り上げられておりましたが、一向に誠意ある解決の方法は案出されないうちに年月は流れ、ついに、一昨年の秋のキューバ事件の際には、原爆炸裂の命令のボタンはまさに押されんとし、世界じゅうの人々の心胆を寒からしめたことは、私たちの記憶に新たなところと申さなければなりません。しかし、この世界戦争勃発のせとぎわに立つた教訓は、米ソ兩國の首脳をして、世界は好むと好まざるにかかわらず平和共存への道に転換せざるを得ないことを悟らせ、まず、偶発的な戦争勃発を防止するために、米ソ兩國首脳間に、緊急の際話し合いのできる電話設備が設けられ、次いで三十八年の四月には、米英首脳とフルシチョフ・ソ連首相との書簡の交換となり、六月十日には、故ケネディ米大統領のアメリカン大学における演説に見られる「高級核停會談開催」の決意表明となり、そして、続いて七月二日、フルシチョフ首相の同様な決意は、東ベルリンにおける演説によつて表明され、八月五日、ついにモスクワにおける三國の署名と相なり、現在までにすでに百九十九國が署名するに至つたことは、本条約がいかなる苦難な経路をたどつてきた

か、また、いかに重要な意義を持つ東
西間の政治条約であるかが、うかがわ
れるのであります。

さらに、このようにして醸成された
平和共存ムードは、昨年十一月十七
日、国連総会において、「核兵器など
大量破壊兵器の宇宙軌道打ち上げ禁
止」の決議がなされ、人工衛星等を利用
しての核実験も禁止されることにな
りました。さらにまた、本年四月二十日、
ジョンソン米大統領、フルシチョフ・
ソ連首相は、同時に核分裂物質の生産
の削減を声明しております。かく見て
まいりまして、本条約が人類の平和
共存への道を前進させる城門でもあつ
たことについて、われわれは高く評価
するものであります。

第二の賛成の理由といたしまして、
この条約が直ちに軍備縮小であるとは
申されませんが、従来全く停ん状態
になっておりました軍備縮小の交渉に
光明と希望を与えたことでもあります。
全面完全軍縮の達成は、われわれの強
く希望するところであり、科学、科
兵器の進歩と国際情勢の複雑性とは、
前途に多大の困難が控えていることを
見ないわけにはまいりません。けれど
も、この条約が全面完全軍縮達成に向
かって、大きく、強く、ものを言つて
いるという点で、支持するべきものと
考えます。

第三に、この条約実施によって、全
世界に放射能をまき散らす害毒を食い
とめるということであり、す。す。
に、この条約の締結の後から米英
ソ三国はその実験を停止したため、世
界にまき散らされる放射能は著しく
減つてきており、特に、地理的に東西
両陣営の間に位して、死の灰の谷間に

あるとして脅かされてきた日本とい
しては、この不安から解除されること
を歓迎すべきことだと思ひます。

以上は、わが党として、本条約の成
立に賛成するおもなる理由であります
が、口を開けば平和、戦争反対と叫ん
でいる日本共産党が、本条約に反対し
ているのは、はなはだ遺憾であり、
(拍手)また、その反対理由としてあげ
られているものは、どれもこれも、わ
れわれ日本人が理解に苦しむものであ
り、この一握りの反対者のために本会
議における満場一致の賛成が得られな
いことは、返す返すも残念なことであ
り、大衆政党、革新陣営の看板が泣く
であろうことを考えて、まことに遺憾
しごくでござい。共産党のために
も惜しむものであります。真に人類の
福祉をこいねがうならば、核兵器を伴
う戦争をすることは、どこの国がどん
な理由でやろうと危険であり、人類の
破滅を意味することは、子供にもわか
る理屈であります。ある特定の国がや
る戦争に限って聖戦であり、正当化さ
れるべき戦争であるなどという理論
は、イデオロギーをとうとぶ政党とし
て、全く矛盾きままるものでありま
す。本条約に反対することは、すなわ
ち核実験を野放しにし、大気圏の核実
験製造競争、放射能による空気の汚染
をも放任してかまわないということに
なり、全世界の平和への願望を裏切る
ことになり、共産党がかかる考え方を
持っているというところに、私は強く反
省を求めたものであります。

以上述べましたところは、本条約を
賛成する理由としてあげられたもので
すが、本条約は長い間の東西両陣営の
緊張と苦悩の陣痛の中に生み出された
ものでありますから、その間の事情を
察し得られないわけではありませ
んが、でさう上がったものが完全でないこ
とは、本条約五カ条を審議する際、多
くの同僚議員から指摘されたところで
あります。

その第一として、本条約は、大気圏
内、宇宙空間及び水中における核兵器
の実験を禁止しておりますが、地下に
おけるそれを含んでいないことは、不
完全と申さなければなりません。現
に、アメリカがこの条約を締結、批准
後、たびたび地下実験を行ない、か
つ、大気圏内実験をいつても再開でき
る準備を公然と進めていると言つてい
たことは、大統領選挙を目前に控えた
国内事情にもよることかと解釈できな
いわけではありませんが、この条約の
不完全さについて一まつの不安を覚え
ることは、いなません。

次に欠点の第二は、本条約の期限は
無期限とされておりますが、第四条
に、異常な事態が自国の至高の利益を
危うくすると認められたときは、三カ
月の予告をして脱退することができ
るという点であります。

このようない不完全さを持つ条約では
ありますが、われわれ社会党は、前に
述べました理由に基づきまして、本条
約は承認すべきものと認め、同時に、
この際、政府に対し、次の数点を要望し
ておかなければならないと思ひます。

その一つは、本条約はすでに世界百
九カ国の署名を得たにもかかわらず、
いまだに署名せず、しかも、いまま
大気圏内において核実験を行なつてい
る国、及び行なおうと計画している国に
対しては、直ちにかかる意図を停止す
るよう勧告すること。

その二は、他の条約署名国とともに
に、国連の場を通じて、あるいは軍縮
委員会と協力して、完全な禁止条約の
成立に向かって率先努力すること、

その三は、フランスが、もし近き将
来実験をしようとしているならば、こ
れをやめさせるように働きかけるこ
と、フランス、中国、その他の未調印
国に署名参加を求めるための活動をす
ること、
核拡散防止のための努力をするこ
と、
アジアにおける非核武装地帯を設け
るために努力すること、
などであり。す。

最後に、日本はこの際、その地理的
工業的、民族的、あらゆる角度から見
て、どうしても軍縮委員会に参加しな
ければならない使命を負つた国とし
て、その参加が実現するよう各国に働
きかけ、日本国憲法が高らかにうたい
上げている平和への念願、ただ一つの
被爆国としての悲しき経験、そこから
得たとうとき教訓、その上に立つた積
極的な軍備縮小へのフォーミュラーを
研究して、その実現のために活動を始
めることを、この際、政府に強く要望
して、本条約に賛成するものでござい
ます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 白木義一郎君。
〔白木義一郎君登壇、拍手〕

○白木義一郎君 私は、公明会を代表
いたしまして、ただいま議題となつて
おります部分核停条約の承認につきま
して、悲惨な戦争の思い出を新たに
たし、人類の幸福を破壊する戦争への
憎しみの念をかみしめながら、賛成の
討論をせんとするものであります。

原爆の被爆体験と死の惨禍を身を
もって味わつた唯一の民族として、原
水爆禁止運動の先頭に立つて戦つてい
く自覚と信念が、われわれ日本民族並
びに政府に課せられた大きな責任であ
ると思ふものであります。地下核実験
の継続など、この条約が至つて不完全
なものであることは否定できません
が、しかし、いかに欠陥はありまし
ても、それは核戦争の恐怖から脱出する
ための国際政治上の大きな成果であ
り、少なくとも死の灰による大気汚染
の増加を食い止めたことは事実であり
ます。したがって、国民のほとんど
がこの条約を歓迎しているのは、全く
当然のこととあります。

このように、この部分核停条約は、
心理的効果に大きな重要性が認められ
ますが、まことに象徴的であり、残念
なことは、米ソの指導者たちは、こ
の条約が戦争の防止を保証するもので
もなく、軍縮の第一歩でもないとして
していることとあります。なぜなら
ば、この協定には、三カ月の事前通告
で脱退できる条項が存在しておりま
す。ソ連が中共の核保有に對する牽制
と、フランスがドゴール大統領のもと
に、米英に對し反旗をひるがえすとい
う、共通の利害に立脚して協定された
条約であることを忘れてはなりません
。したがって、中共並びにフラ
ンスが、現在の初歩的段階から、米ソ
に肩を並べる核保有国になつたとき
は、この協定は完全にはじになること
は明らかであります。

西暦紀元前一五〇〇年から西暦紀元
一八六〇年までの間に、約八千にも及
ぶ平和条約の署名が行なわれ、恒久平
和を維持するのに役立つと考えられま

したが、平均二年しか続かなかったことは、ある学者の調べた皮肉な歴史の事実であります。しかし、人類一人当たり高性能爆薬に換算して十数トンという米ソ兩陣營の核貯蔵下にある、世界人類は「続かなかった」では、すまされない、ぎりぎりの状況に置かれており、完全平和の実現こそ、現代のわれわれがどうしても達成しなければならぬ目標であります。核兵器の撤廃も、実験の停止も、そして世界平和の実現も、いづゆる利害や取引の上に成立したものは不安定というほかありません。結局は人類全体の繁栄と幸福を実現できる最高の思想をもつてしなければ、世界平和は確立できないのであります。この人類の生存の危機に對しては、人間共通の問題として、最も基本的な人類の生存権、生命の尊厳を第一とする政治の最高理念をもつて戦つていかなければなりません。

人間生命の尊厳、その生存権こそ、あらゆる思想に先行する第一条件であらねばなりません。国際間の問題といたしましては、この思想は、いまだに第一の位置に安住しているとは言えないのであります。なかならず、核兵器の製造、使用は、人類生存権に對する反逆であり、いかなる国を問わず、原子爆弾を使用したその指導者は悪魔であり、サタン、魔物であり、ことごとく死刑に処すべきであるという思想を、強く全世界の人々に訴えることこそ、われわれ日本人に課せられた使命である、わが公明会は主張するものであります。

たしました、死の灰の殺人力に社会主義や帝國主義の差はあらうはずはなく、いづれの国の核実験であらうと、その死の灰は全人類の生命を奪うおそろしい灰なのであります。したがって、われわれは、だれが平和の敵であり魔物であるかを識別し、戦争を肯定し、世界に誇る戦争放棄の平和憲法を改悪せんとしたり、核実験を強行しようとする、平和論の、その奥に隠されたおそろしい爪を、もぎ取らなければならぬと、この際、強く主張するものであります。

地球上の人類は、今日ほど複雑かつ密接に共同責任を負わされている時代はありません。核戦争の脅威は、単に一国家一民族の紛争にとどまらず、たえずそれは直接的に人類そのものの存亡を左右する危機をはらんでおり、また、地球に於て運命共同体としての一つの民族として運命共同体としての使命を持たされ、こうした時代は、過去にその類例を見ないところであり、また、通信技術の発達につれて、世界の隅に起こった事件は直ちに電波に乗って伝播され、交通機関の発達に地球上の距離が著しく短縮してあります。世界の波動が直接個人生活の上に大きな影響を及ぼす実情であります。このことは、民族間の親近感を増大させ、全人類の連帯感を強めるための大きな力となっております。

今日、アメリカとソ連の対立、すなわち自由勢力と共産勢力の力の均衡の中に、全人類の規模において戦争の脅威が論ぜられております。またその反面、平和への提唱も兩陣營の利益や自己保存の観点のみから論ぜられております。しかし、現実の国際情勢からすれば、真実の平和建設のためには、いづれの陣營側からだけの見方では偏狭と言わなければならぬのは当然であります。地球全体、世界を見回して、その平和と繁栄という立場から考察したとき、初めて真の平和運動はつきりするし、これから進んでいく方向も明らかになるものであります。

かく見てくるならば、戦争と平和の問題も、全人類は運命共同体であるとの判断が必要になってくるのであります。すなわち、現在の国連中心主義による集團安全保障体制をもつて平和共存をはかる段階から、さらに一歩前進を目ざすならば、それは地球民族主義でなければならぬのであります。地球上の全人類に、運命共同体としての自覚が強く浸透し、民衆も指導者も、ともに新しい時代感覚と世界観を身につけることによって、真の平和を実現することができると確信するものであります。かくして地球上の全人類が一つの民族として団結し、ある国家の繁栄が他の国家を犠牲にすることなく、平和と繁栄を期することが、究極の理想であります。ここに公明会が地球民族主義を提唱するゆえんがあります。

政府は、この見地に立つて、あくまでも核兵器全面廃止の実現に向かつて格段の努力を払うべきことを重ねて強調いたしました。私の賛成討論を終了するものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 會務益君。(會務益君登壇、拍手)

○會務益君 私は民主社会党を代表して、わが国が部分的核停条約を締結することに賛成するものであります。

わが党の綱領は、世界平和の達成について次のごとく述べております。「現在の世界平和は、世界の民衆の平和への熱望によることはもちろんのことであるが、東西兩陣營の武力の均衡によってかろうじて維持されている事実が否定できない。この均衡を急激に変更することはかえって戦争の危機をまねくおそれがある。われわれは、究極において、武力によらない世界平和の達成に努める。それにはまず、兩陣營がおたがいに信頼感を回復するとともに、双方の歩みよりによって軍事的対立を同時かつ漸進的に解消するよう導くことが必要である。このため、双方の軍事的増強を停止し、核兵器の禁止はもとより、完全な査察制度をとるなり相互軍縮協定の成立につとめなければならぬ。」

一昨年十月、ソ連のキューバに対する核ミサイルの持ち込みは、米ソの軍事力の均衡をにわかには破壊し、世界は、人類ともに波びる核戦争の危機に直面しました。幸いに、米ソの最高首脳者の冷静かつ果敢な措置によって、戦争は回避し得ましたが、ケネディ、フルシチョフの両巨頭は、賢明にも、このキューバ危機の教訓に学び、自來、相互の歩み寄りによる漸進的な緊張緩和の努力を続けてきました。部分的核停条約の成立は、その成果にはかなりません。私たちは、かかる意味合いにおいて、過去十八年間の冷戦の曲がり角、平和共存への具体的な第一歩として、本条約を高く評価するものであります。この条約に踏み切った米ソ兩國は、漸進的な平和への接近と、限定的ではあるが、相互の信頼並びにNATO、ワルシャワ同盟条約の現実の承認という、新しい平和路線を、それそれの従来の仲間であるフランスや中共の冷たい仕打ちや攻撃にもかかわらず、世界に提示したのであります。したがって、本条約の意義は、「平和」とは、アメリカ帝國主義との闘いと、日本の一方的な無防備、無抵抗の中立だ」という、わが国内の一部の平和論を、根本から反省せしめることにあります。と同時に、民社党や社会主義インターナショナル、核禁会議などの平和論や核兵器禁止運動の前進と成果を物語るものであります。

さりながら、私たちは、決して本条約を手放しで歓迎するものではありません。いな、それは理想とはほど遠いものであります。まず、本条約がすべての核爆発の禁止を意味するものでなく、地下爆発実験を除外しているのは、最大の欠陥であります。さらに、中仏兩國がこの条約に参加していないことは、単に中仏兩國による実験爆発の可能性を残しているばかりでなく、条約第四条に定めたとおりの、異常な事態が発生した場合に、条約国が、この条約から三カ月の予告で脱退できるという抜け道が、中仏の実験爆発を理由として実際に利用され、ひいては、せつかくの米ソ英三國の実験禁止が御破算になる危険すらあるのであります。

このように、本条約の種々の欠陥は、われわれがとくと承知するところであります。しかし、一方では、本条約の利点も正しく評価しなければなりません。

まず第一に、核実験禁止の悲願の達成が、ここに嚴肅な國際条約の形でその初歩を踏み出したということであり

昭和三十三年五月二十五日 参議院會議録第二十四号

大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締結について承認を求めるの件 住宅地造成 事業に関する法律案

六五二

ます。従来の核実験の野放し状態や、いわゆる核爆発の自発的停止なるものが、実は大気汚染と緊張激化の悪循環以外の何ものでもなかったことに比べるならば、地下爆発を除いたとはいえず、実験禁止条約の成立の意義は、まさに画期的であります。また、大気汚染にストップをかけたことの人類の安全に対する貢献を高く評価すべきであります。

さらに、本条約の成立自体が、前述のように、米ソの雪解けの所産であり、米ソは、本年十月、国連総会における決議をもって、核兵器などの大量破壊兵器の宇宙軌道打ち上げ禁止を協定し、また、本年四月、それぞれ濃縮ウランの生産の削減とプルトニウム生産の大型原子炉の建設の取りやめとを同時に発表するなど、好ましい相互信頼の歩みの一歩の回復の措置が継続されてきたのであります。これこそ、本条約の締結の最大の効果といふべきであります。

以上の理由に基づき、私は、本条約に賛成するとともに、日本としては、これに積極的に参加することによって、核兵器禁止、軍縮の国民的悲願の達成に一そう励むべきものと信ずるのであります。

元来、平和の達成は、漸進的かつ、長期にわたるものであり、それは、有効な査察制度を伴う核実験の禁止、次いで核兵器の拡散防止と、兵器そのものの禁止、並びに全面軍縮という順序を踏むべきであります。したがって、わが国は、本条約に加入することによって能事終われりとするのではなく、引き続き、まず、本条約の

残した地下爆発の禁止のため、特に、有効で、しかも両陣営が許容できる査察制度を発見して、協定を結ばせるために、わが国みずから積極的な努力すべきであります。中仏両国などに対する核兵器拡散の阻止のためにも、まず、米ソ英三國の間に地下爆発を含む全面的核実験禁止条約を成立せしめて、その道義的な圧力を中仏などに加えることが近道であることは、言をまたないところであります。

民社党は、原水爆の唯一の犠牲国である特権を持ち、また、平和憲法を誇るわが国民の悲願にこたえて、今後とも、核実験と協力し、(1)日本の非核武装を貫く。(2)核兵器の中共その他への拡散を阻止する。(3)有効な査察を伴う核兵器の実験禁止から、核兵器の全面的禁止と軍縮を達成するという三目標のために、国の内外において闘いを進めるものであります。この際、政府においても、国民の意向を背景として、右に述べました核兵器禁止、軍縮のための外交を、国連総会、軍縮委員会などの場において活発に展開すること、強く要望いたします。私の賛成討論を終わりといたします。

(拍手)
○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

本件を問題に供します。表決は記名投票をもって行ないます。本件に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○議長(重宗雄三君) 前田佳都男君から、歩行困難のため、投票を参事に委託したいとの申し出がございました。これを許可いたします。

投票漏れはございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。
〔投票箱閉鎖〕
○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕
○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百五十四票
白色票 百五十一票
青色票 三票

賛成者(白色票)氏名 百五十一名
議員
山崎しげ子君 市川 房枝君
鈴木 市蔵君 鬼木 勝利君
野知 浩之君 青田 源太郎君
牛田 寛君 北條 雋八君
赤間 文三君 前田 佳都男君
浅井 亨君 森部 隆輔君
鈴木 恭一君 小平 芳平君
堀本 宜実君 森 八三三君
二宮 文造君 松平 勇雄君
野本 品吉君 白木 義一郎君
最上 英子君 高瀬 莊太郎君
柏原 ヤス君 三木 與吉郎君
奥 むめお君 辻 武寿君
原島 宏治君 村上 義一君
和泉 覚君

佐藤 尚武君 木暮武太夫君
森田 タマ君 植木 光教君
鈴木 一司君 沢田 一精君
源田 実君 栗原 祐幸君
熊谷 三郎君 丸茂 重貞君
坪山 徳弥君 石谷 憲男君
植垣 弥一郎君 谷村 貞治君
徳永 正利君 中野 文門君
豊田 雅幸君 竹中 恒夫君
鈴木 万平君 八木 一郎君
村上 春蔵君 山下 春江君
山本 利壽君 鮎 哲二君
佐藤 芳男君 鍋島 直昭君
紅露 みつ君 木内 四郎君
杉原 荒太君 田中 茂雄君
寺尾 豊君 黒川 武雄君
重政 庸徳君 黒川 良吉君
井川 伊平君 日高 広為君
温水 三郎君 野上 進君
山本 杉君 米田 正文君
西田 信一君 小西 英雄君
柴田 栄君 大谷 勝之助君
江藤 智君 石井 桂君
吉江 勝保君 堀見 俊二君
井上 清一君 高橋 幸弘君
田中 啓一君 高橋 衛君
草葉 隆圓君 小柳 牧衛君
村松 久義君 那 祐一君
安井 謙君 高橋 進太郎君
石原 幹市郎君 青木 一男君
鹿島 守之助君 木村 鶴太郎君
津島 壽一君 野々山 一三君
柳 秋夫君 瀬谷 英行君
稻葉 誠一君 吉田 忠三郎君
櫻井 志郎君 杉山 善太郎君
林 虎雄君 大森 創造君
佐野 廣君 後藤 義隆君
林田 正治君 武内 五郎君
柴谷 要君 北村 暢君
横山 フク君 白井 勇君
森 元治郎君 鈴木 壽君
大河原 次君 伊藤 顯道君

近藤 信一君 戸叶 武君
松澤 兼人君 中村 順造君
小山 邦太郎君 佐多 忠隆君
加藤 シヅエ君 秋山 長造君
大倉 精一君 阿部 竹松君
渡辺 勘吉君 小林 武君
松本 賢一君 高山 恒雄君
野上 元君 横川 正市君
大矢 正君 鈴木 強君
相澤 重明君 田上 松衛君
岡 三郎君 阿具 根 登君
加瀬 完君 永岡 光治君
成瀬 暢治君 中田 吉雄君
小酒 井義男君 藤原 道子君
椿 繁夫君 大和 与一君
木村 福八郎君 岡田 宗司君
野澤 勝君 千葉 信君
羽生 三七君 赤松 常子君
曾根 益君

反対者(青色票)氏名 三名
岩間 正男君 須藤 五郎君
野坂 参三君

○議長(重宗雄三君) 日程第二、住宅地造成事業に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長北村暢君。

審査報告書
住宅地造成事業に関する法律案
右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年五月十九日
建設委員長 北村 暢
参議院議長重宗雄三殿

第五條第二項第三号ただし書を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、人口の集中の著しい都市及びその周辺の道路、排水施設等の公共施設の整備された良好な住宅地の造成を確保し、あわせて民間の住宅地造成事業の健全な発展を図り、その施行については、災害の防止及び環境の整備のための必要な規制を行ない、その適正な施行を促進するためのもので、おおむね妥当な措置であると認める。

なお第五條第二項第三号ただし書の雨水貯留の施設に関する規定は削除する修正を行なつた。

一、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

住宅地造成事業に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十九年四月十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

住宅地造成事業に関する法律案

住宅地造成事業に関する法律

目次

第一章 総則(第一条-第三条)

第二章 住宅地造成事業(第四条-第二十条)

第三章 雑則(第二十一条-第二十二條)

第四章 罰則(第二十三条-第二十七條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人口の集中に伴う住宅用地の需要の著しい都市及びその周辺の地域において相当規模の住宅地の造成に関する事業が行なわれる場合に、当該事業の施行について災害の防止及び環境の整備のために必要な規制を行ない、あわせて、その適正な施行を促進するため必要な事項について規定することにより、良好な住宅地の造成を確保し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「住宅地の造成」とは、主として住宅建設の用に供する目的で一団の土地について行なう土地の区画形質の変更をいう。

2 この法律において「住宅地造成事業」とは、政令で定める規模以上の一団の土地について行なう住宅地の造成に関する事業をいう。

3 この法律において「事業主」とは、住宅地造成事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

4 この法律において「工事施行者」とは、住宅地造成事業に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

5 この法律において「施行地区」とは、住宅地造成事業を施行する土地の区域をいう。

6 この法律において「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

(住宅地造成事業規制区域)

第三条 建設大臣は、第一条の目的を達するため、関係都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内の土地については、指定都市。以下第二十二條を除き同じ。の申出に基づき、第一条に規定する地域内で、かつ、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条に規定する都市計画区域内の土地の区域を住宅地造成事業規制区域として指定することができる。この場合において、都道府県は、その申出をしようとするときは、あらかじめ、関係市(特別区を含む。以下同じ。))町村の長の意見をきかなければならない。

2 建設大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

第二章 住宅地造成事業

(住宅地造成事業の施行の認可)

第四条 住宅地造成事業規制区域(以下「規制区域」という。)内において行なわれる住宅地造成事業については、事業主は、建設省令で定めるところにより、その住宅地造成事業に関する工事(住宅地造成

事業のうち次条第二項第二号に規定する空地に関する部分については、当該空地に関する工事)に着手する前に、事業計画及び工事施行者を定め、都道府県知事(指定都市の区域内において行なわれる住宅地造成事業については、指定都市の長。以下第二十二條を除き同じ。の認可を受けなければならない。

(事業計画)

第五条 前条の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区分けるときは、施行地区及び工区、設計及び資金計画並びに公共施設の管理者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を定めなければならない。

2 事業計画においては、災害を防止し、及び環境の整備を図るため必要な事項が、次の各号に掲げるところに従つて定められていなければならない。

一 道路、下水道その他の施設に關して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合していること。

二 道路、広場その他の公共の用に供する空地(消防に必要な水利が充分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。が、次に掲げる事項を勘案して、災害の防止上及び通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されていること。この場合において、施行地区内の主要な道路は、施行

地区外の相当規模の道路に接続させなければならない。

イ 施行地区の規模、形状及び周辺の状況

ロ 施行地区内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 施行地区内に予定される建築物の敷地の規模及び配置

三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、施行地区内の下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて施行地区及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。ただし、放流先の状況等により、やむを得ない場合又は相当と認められる場合においては、施行地区内において一時雨水を貯留する適当な施設を設けることを妨げない。

イ 当該地域における降水量

ロ 前号イ及びロに掲げる事項並びに放流先の状況

四 施行地区内の土地が地盤の軟弱な土地、がけくずれ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地である場合においては、地盤の改良、擁壁の設置等安全上支障がないように必要な措置が講ぜられていること。

五 施行地区内の土地が宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地である場合においては、工事の計

画が、同法第九条の規定に適合していること。

3 この法律に規定するもののは、事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令(その建設省令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める。

(設計者の資格)

第六条 規制区域内において行なわれる住宅地造成事業に関する工事のうち建設省令(前条第三項の建設省令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの設計図書(工事を実施するため必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。)は、建設省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

(公共施設の管理者の同意等)

第七条 第四条の認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画に關係がある公共施設の管理者及び施行地区となるべき土地の区域内の土地又はその土地にある工作物につき当該住宅地造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得、かつ、当該住宅地造成事業により設置される公共施設を管理することとなる者に協議しなければならない。

(認可の基準等)

第八条 都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当しないと認める場合でなければ、第四条の認可をしてはならない。

一 事業計画の内容が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反しているとき。

二 施行地区内に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)

第三十九条第一項の災害危険区域、同法第四十八条第一項の工業地域、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三十一条第一項の地すべり防止区域その他政令で定める住宅地の造成を行なうのに適当でない区域内の土地が含まれているとき。ただし、施行地区及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除く。

三 事業主に当該住宅地造成事業を遂行するため必要な資力及び信用がないとき。

四 工事施行者に当該住宅地造成事業に関する工事を完成するため必要な能力がないとき。

都道府県知事は、第四条の認可に、住宅地造成事業の適正な施行を確保し、並びに当該住宅地造成事業を廃止する場合に工事によつてそこなわれた公共施設の機能を回復し、及び工事によつて生ずる災害を防止するため必要な条件を附することができ、この場合において、その条件は、当該認可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(認可又は不認可の通知)

第九条 都道府県知事は、第四条の認可の申請があつた場合において、遅滞なく、認可又は不認可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。この場合において、不認可の処分をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(事業計画等の変更)

第十条 事業主は、事業計画又は工事施行者を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、建設省令で定める事業計画の軽微な変更をしようとする場合においては、この限りでない。

2 第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。

(認可の承継)

第十一条 第四条の認可を受けた事業主について相続又は合併があつた場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認可による事業主の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事完了の検査等)

第十二条 事業主は、第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行地区(施行地区を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。)の全部について工事を完了した場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合においては、遅滞なく、その工事が事業計画に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果工事が事業計画に適合していると認めたときは、建設省令で定める様式の検査済証を事業主に交付しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付した場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、当該施行地区について工事が完了した旨を公告しなければならない。

(建築制限)

第十三条 第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行地区内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 当該住宅地造成事業に関する工事用の仮設建築物を建築するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。

二 事業主及び第七條(第十条第二項)の規定による同意をした者以外の者が権原に基づき建築物を建築するとき。

(住宅地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

第十四条 第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第十二条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属する。ただし、他の法律に基づき管理者が別にあるとき、又は事業計画に特に管理者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第十五条 第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第十二条第三項の公告の日の翌日において、事業計画で定める施行地区内の土地の所有者に帰属するものとし、これに代わるものとして事業計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日において、それぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び事業計画で特別の定めをしたものを除き、第十二条第三項の公告の日の翌日において、当該公共施設の管理者(その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体)に帰属するものとする。

(住宅地造成事業の廃止)

第十六条 第四条の認可を受けた住宅地造成事業を廃止した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(事業主等に対する監督)

第十七条 都道府県知事は、規制区域内において施行されている住宅地造成事業で、第四条若しくは第十条第一項の規定に違反して認可を受けず、それらの規定による認

第二点は、同規制区域内で政令で定める一定規模以上の住宅地造成事業を施行しようとする事業主は、事業計画を定めて都道府県知事等の認可を受けなければならないことである。この事業計画においては、災害を防止し、環境の整備をはかるため、道路、排水施設等の公共施設の整備計画は、建設省令で定める技術的基準に従わなければならないものとし、また、工業地域、災害危険区域など住宅地の造成を行なうのに不適当な区域の土地は含めてはならないものとしております。

第三点は、宅地造成事業の認可を申請しようとする事業主は、あらかじめ事業計画に公共施設のある公共施設の管理者等の同意を得、かつ、新しく設置される公共施設の管理者と協議しなければならないこと、また、新たに設置された公共施設は、工事完了の検査を受けた後、その翌日から市町村の管理に属することとなっております。

第四点は、認可を受けた事業主に対する国等の援助に関するものであります。すなわち、農林大臣または都道府県知事は、この事業にかかる農地の転用許可について事業が促進されるよう配慮するものとするほか、国または地方公共団体は、技術上の助言または資金上その他の援助につとめるものとしております。そのほか、設計者の資格、認可の基準、施行者に対する監督並びに罰則などについて規定いたしております。

本委員会における質疑のおもなる点は、住宅地造成事業規制区域の指定、住宅地の造成と農地の転用許可、新たに設置された公共施設の管理、国または地方公共団体の助成措置についてな

どであります。特に宅地の造成と農地の遺棄の關係につきましては、農林、建設両大臣の出席を求め、また、農林水産委員会と連合審査を行なうなど、慎重な質疑が行なわれたのであります。その詳細は會議録により御承知を願います。

かくて質疑を終了いたしましたところ、各派共同による修正案が日本社会党内中委員より提案されました。その内容は、事業計画を定める場合に、「放流先の状況等によつて、やむを得ない場合には、一時雨水を貯留する施設を設置すること」を妨げない」という第五、六、七条三項ただし書き以下を削除するといふものであります。本修正案に対しては質疑もなく、討論に入り、採決の結果、全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり議決せられました。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。内閣委員長三木與吉郎君。

審査報告書
運輸省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、運輸省の事務処理の円滑をはかるため、その機構、定員について、本省の地方支分部局である伊勢湾港湾建設部を恒久的な組織に改組し、第五港湾建設局とすること、東京陸運局の自動車部に代えて自動車第一部、自動車第二部をおくこと、並びに運輸省の定員を二百六十四人増加すること等所要の改正を行なうとするものであり、その措置は妥当と認める。

一、費用
本法施行に伴い必要な経費として、六千八百九十万円が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十一年四月九日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案
第四十七条第一項の表中「静岡県」を削り、
第四十八条第一項の表中「静岡県」を削り、
第五十條の二を削る。
第五十三條第二項中「前項に掲げるものの外」を「前二項に定めるもののほか」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、東京陸運局に、自動車部に代えて自動車第一部及び自動車第二部を置く。
第八十三條の表中「一四、八五三人」を「一四、九六二人」に、「一八七人」を「一一、二六八人」に、「三三七人」を「三三九人」に、「五九六六人」を「六、〇三八人」に、「三二、二九七人」を「三三、五六一人」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第八十三條の表の改正規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「港湾建設局等(第四十六條、第五十條の二)」を「港湾建設局(第四十六條、第五十條)」に改める。
第三十九條第二項を削る。
「第二款 港湾建設局等」を「第二款 港湾建設局」に改める。

外務省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和三十一年五月二十一日
内閣委員長 三木與吉郎
参議院議長 重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、外務省の所掌事務の合理化を図るため、アジア局賠償部を廃止すること、情報文化局に新たに文化事業部を設置すること、移住あつせん所を廃止すること、パリに経済協力開発機構日本政府代表部を設置すること、外務省の定員を二十九人増加すること等の改正を行なうとするもので、その措置は妥当と認める。

一、費用
本法施行に伴い必要な経費として、六千八百九十万円が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

一、費用

本法施行に伴い必要な経費として、二億二千七百二十万四千円が、昭和三十九年度一般会計予算に計上されている。

外務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月二十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

(小生及び一は衆議院修正)

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「ア、アジア局に賠償部を」とを削り、「中近東アフリカ部を」の下に、「情報文化局に文化事業部を」を加える。

第八条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削る。

第十条の二中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 賠償に関する条約その他の国際条約の実施に関するもの。

第十三条を次のように改める。

(情報文化局の事務)

第十三条 情報文化局においては、次の事務をつかさどる。

一 外交政策及び国際情勢の対内報道並びに外交政策及び国内情勢の対外報道に関するもの。

二 国際情勢及び外交問題に関する国内における広報並びに日本事情及び外交政策に関する海外に対する広報に関するもの。

三 前二号に掲げる事務を行なうために必要な情報の収集及び研究に関するもの。

四 文化交流を目的とする国際約束に関するもの。

五 国際文化団体との協力に関するもの。

六 日本文化の海外への紹介その他の各国との文化交流に関するもの。

2 文化事業部においては、前項第四号から第六号までの事務をつかさどる。

第十四条中「移住あつせん所」を削る。

第十五条の二を削る。

第二十二条第二項中「及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部」を「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部及び経済協力開発機構日本政府代表部」に改める。

第二十四条第一項中「及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部」を「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部及び経済協力開発機構日本政府代表部」に改め、同条第四項中「イスラエル」の下に、「経済協力開発機構日本政府代表部は、フランス」を加える。

第二十五条第二項中「及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部」を「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部及び経済協力開発機構日本政府代表部」に改める。

第三十条の表中「八〇人」を「八三人」に、「二、四三四人」を「二、四六〇人」に、「二、五一四人」を「二、五四三人」に改める。

附則

第十四条及び第十五条の二の改正規定を除き、公布の日

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第十四条及び第十五条の二の改正規定は、昭和三十九年十月一日から施行する。ただし、第三十条の表の改正規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 外務省の一般職の職員は、改正後の外務省設置法第三十条の規定にかかわらず、昭和三十九年九月三十日までの間は、二千五百十人とする。

3 海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 政府は、外務省設置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)中移住あつせん所に関する部分の施行の原図に移住あつせん所の用に供していた土地、建物その他の土地の定着物及び物品で事業団の業務に必要であると認めら

れるもの並びに神奈川県横浜市の港北区篠原町富士塚合一九九九番地に所在する国有の土地、建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という)を出資の目的として、事業団に出資することができる。

2 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 第四項第三項の規定は、第一項の規定による政府からの出資があつた場合に準用する。

4 第二項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

部、自動車第二部で処理させること。

第三に、運輸省の常勤の職員の定員を、本省において百九人、海上保安庁において八十一人、海難審判庁において二人、気象庁において七十二人、計二百六十四人増加することであります。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日につき所要の修正が加えられております。

本委員会におきましては、伊勢湾地区における高潮対策事業の概要、伊勢湾建設部を恒久的機関に改組する理由、最近における自動車輸送行政の事務量増加の内容、都道府県陸運事務所のあり方、陸運行政及び航空行政における定員問題、交通事故防止対策、新東京国際空港の設置計画、国鉄の安全輸送対策、日本国有鉄道交通基本問題懇談会の運営と国家行政組織法との関係等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の内容は、第一に、賠償及びこれに伴う経済協力等の実施は、その内容において資本財を主とするものが国の生産物及び役務の供与であり、通常の経済協力と相まっつて最大の協力効果をあげる必要上、賠償部を廃止して、その所掌事務を経済協力局に移すこと。

第二に、自動車輸送行政の事務量の増加が東京陸運局管内において特に顕著になつてきたため、東京陸運局自動車部の事務を、旅客関係と貨物関係の二部門に分離し、自動車第一

部、自動車第二部で処理させること。

第三に、運輸省の常勤の職員の定員を、本省において百九人、海上保安庁において八十一人、海難審判庁において二人、気象庁において七十二人、計二百六十四人増加することであります。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日につき所要の修正が加えられております。

本委員会におきましては、伊勢湾地区における高潮対策事業の概要、伊勢湾建設部を恒久的機関に改組する理由、最近における自動車輸送行政の事務量増加の内容、都道府県陸運事務所のあり方、陸運行政及び航空行政における定員問題、交通事故防止対策、新東京国際空港の設置計画、国鉄の安全輸送対策、日本国有鉄道交通基本問題懇談会の運営と国家行政組織法との関係等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和三十三年五月二十五日 参議院會議録第二十四号 運輸省設置法の一部を改正する法律案外一件

第二に、従来以上に積極的に、諸外国との文化交流、日本文化の紹介等を行ない、わが国外交の円滑な遂行に資するため、情報文化局に文化事業部を新設すること。

第三に、海外移住に関する実務の面は、できるだけ昨年七月発足した海外移住事業団に移譲することとし、外務省の付属機関たる移住あっせん所を廃止して、その土地、建物等を同事業団に出資すること。

第四に、従来、OECD関係事務は、在フランス日本大使館で処理していたのでありますが、今般の経済協力開発機構加盟に伴い、新たにパリに経済協力開発機構日本政府代表部を設置すること。

第五に、在外公館の新設、増強並びに本省機構の改正に伴って、特別職三人、一般職二十六人、計二十九人の増員を行なうこととあります。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日につき所要の修正が行なわれております。

本委員会におきましては、賠償並びに経済協力の実績、賠償部廃止の理由、情報活動の現状、移住政策の大綱、海外移住事業団の業務内容、経済外交推進上各省との連絡調整問題、在外公館における各省からの派遣職員の状態等のほか、巡視船ちくこの連行事件、米国原子力潜水艦寄港問題、米国のパトリック法成立がわが国漁業に及ぼす影響、水戸射撃場返還問題等について質疑応答がなされましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わる、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致を

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十九分散会

出席者は左のとおり。

- | | |
|-----|--------|
| 議長 | 重宗 雄三君 |
| 副議長 | 重政 庸徳君 |
| 議員 | 山高しげり君 |
| | 鈴木 市蔵君 |
| | 野知 浩之君 |
| | 牛田 寛君 |
| | 赤間 文三君 |
| | 浅井 亨君 |
| | 鈴木 恭一君 |
| | 堀本 宜実君 |
| | 二宮 文造君 |
| | 野本 品吉君 |
| | 最上 英子君 |
| | 柏原 ヤス君 |
| | 奥 むめお君 |
| | 原島 宏治君 |
| | 和泉 覚君 |
| | 佐藤 尚武君 |
| | 太田 正孝君 |
| | 植木 光教君 |
| | 沢田 一精君 |
| | 栗原 祐幸君 |
| | 丸茂 重貞君 |
| | 坪山 徳弥君 |
| | 市川 房枝君 |
| | 鬼木 勝利君 |
| | 二木 謙吾君 |
| | 青田源太郎君 |
| | 北條 尚八君 |
| | 前田佳都男君 |
| | 森部 隆輔君 |
| | 小平 芳平君 |
| | 森 八三一君 |
| | 松平 勇雄君 |
| | 白木義一郎君 |
| | 高瀬莊太郎君 |
| | 三木與吉郎君 |
| | 辻 武寿君 |
| | 村上 義一君 |
| | 木暮武太夫君 |
| | 森田 タマ君 |
| | 鈴木 一司君 |
| | 源田 実君 |
| | 熊谷太三郎君 |
| | 坪山 徳弥君 |

- | | |
|--------|--------|
| 石谷 憲男君 | 植垣弥一郎君 |
| 谷村 貞治君 | 徳永 正利君 |
| 中野 文門君 | 豊田 雅孝君 |
| 竹中 恒夫君 | 鈴木 万平君 |
| 八木 一郎君 | 村上 春蔵君 |
| 山下 春江君 | 山本 利壽君 |
| 館 哲二君 | 佐藤 芳男君 |
| 鍋島 直昭君 | 紅 みつ君 |
| 木内 四郎君 | 杉原 荒太君 |
| 田中 茂徳君 | 寺尾 豊君 |
| 植竹 春彦君 | 黒川 武雄君 |
| 天竺 良吉君 | 井川 伊平君 |
| 日高 広為君 | 温水 三郎君 |
| 山崎 齊君 | 野上 進君 |
| 山本 杉君 | 米田 正文君 |
| 西田 信一君 | 小西 英雄君 |
| 柴田 栄君 | 大谷藤之助君 |
| 江藤 智君 | 石井 桂君 |
| 吉江 勝保君 | 塩見 俊二君 |
| 井上 清一君 | 鯛木 亨弘君 |
| 田中 啓一君 | 吉武 恵市君 |
| 高橋 衛君 | 草葉 隆圓君 |
| 小柳 牧衛君 | 村松 久義君 |
| 那 祐一君 | 安井 謙君 |
| 高橋進太郎君 | 石原幹市郎君 |
| 青木 一男君 | 鹿島守之助君 |
| 木村篤太郎君 | 津島 壽一君 |
| 野々山一三君 | 柳岡 秋夫君 |
| 瀬谷 英行君 | 稲葉 誠一君 |
| 吉田忠三郎君 | 櫻井 志郎君 |
| 杉山善太郎君 | 林 虎雄君 |
| 大森 創造君 | 佐野 廣君 |
| 後藤 義隆君 | 林田 正治君 |
| 武内 五郎君 | 柴谷 要君 |
| 北村 暢君 | 横山 フク君 |
| 白井 勇君 | 森 元治郎君 |
| 鈴木 壽君 | 大河原一孝君 |
| 伊藤 顕道君 | 近藤 信一君 |
| 戸叶 武君 | 松澤 兼人君 |
| 中村 順造君 | 小山邦太郎君 |
| 加藤シヅエ君 | 田中 一君 |
| | 秋山 長造君 |

- | | |
|--------|--------|
| 大倉 精一君 | 阿部 竹松君 |
| 岩間 正男君 | 須藤 五郎君 |
| 野坂 参三君 | 渡辺 勘吉君 |
| 小林 武君 | 松本 賢一君 |
| 高山 恒雄君 | 野上 元君 |
| 横川 正市君 | 大矢 正君 |
| 鈴木 強君 | 相澤 重明君 |
| 田上 松衛君 | 岡 三郎君 |
| 阿具根 登君 | 加瀬 完君 |
| 永岡 光治君 | 成瀬 輔治君 |
| 中田 吉雄君 | 小酒井義男君 |
| 藤原 道子君 | 中村 正雄君 |
| 椿 繁夫君 | 大和 与一君 |
| 木村禮八郎君 | 岡田 宗司君 |
| 野瀬 勝君 | 千葉 信君 |
| 羽生 三七君 | 赤松 常子君 |
| 曾祢 益君 | |

- | | |
|--------|--------|
| 外務大臣 | 大平 正芳君 |
| 運輸大臣 | 綾部健太郎君 |
| 建設大臣 | 河野 一郎君 |
| 政府委員 | 毛利 松平君 |
| 外務政務次官 | |

〔参照〕
五月二十二日議長において、左のとおり議席を変更した。

四	辻 政信君
五	鈴木 市蔵君
八	上林 忠次君
九	北口 龍徳君
五四	植木 光教君

参議院會議録第二十一号中正誤

ペシ段 行 誤 正

五〇二 六夜の子き間衣のすき間

定価 一部 十五円

(ただし良質紙は二十円)

(送料別)

発行所 東京都港区赤坂表町二番地 大蔵省印刷局 電話 東京 六〇一

官 代 理 店